

## 消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、消火栓・排水栓を活用した初期消火活動（以下「初期消火活動」という。）の普及啓発のために、千葉市が自主防災組織（千葉市自主防災組織育成指導要綱第3条の規定により認定された自主防災組織をいう。以下同じ。）に対して行う、消火栓・排水栓を活用した初期消火訓練（以下「初期消火訓練」という。）に用いる資機材（以下「資機材」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象)

第2条 この要領による資機材の貸出しの対象は、資機材を保有しておらず、資機材の購入及び活用を検討している自主防災組織を対象とする。

### (貸出資機材)

第3条 貸出しをする資機材の品目及び数量は、別表に掲げるとおりとする。

### (貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として12日間以内とする。

### (貸出申請)

第5条 資機材の貸出しを受けようとする自主防災組織は、初期消火訓練実施日の50日前までに消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を各区地域づくり支援課（以下「地域づくり支援課」という。）に提出しなければならない。

2 申請書は、地域づくり支援課への到着順に受付けるものとする。

### (貸出承認・取消)

第6条 市長は、申請書の提出を受けたときは、これを審査し、当該申請を適当と認めるときは、承認し、消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出承認書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項による承認後、以下に掲げる事情が判明した場合は、当該承認を取消することができるものとする。

- (1) 資機材の破損・汚損により、貸出しが不能になった場合
- (2) 初期消火訓練の内容が公序良俗に反する（おそれがあるときを含む。）又は営利を目的とするものである場合
- (3) 当該自主防災組織が初期消火訓練を行わない場合
- (4) 消防署等の関係機関との協議が整わない場合
- (5) その他市長が貸出を適当でないと認める場合

- 3 市長は、前項により承認を取り消す場合は、消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出承認取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

#### （資機材の受渡し）

第7条 資機材の受渡し（貸出し及び返却）は、開庁日（休日開庁日を除く。以下同じ。）の午前9時から午後5時までに行うこととする。

- 2 貸出時、地域づくり支援課と、貸出しを受ける自主防災組織の受渡し担当者の両方で、承認書の記載事項と資機材の数量・状態の確認を行ってから、資機材を貸出すものとする。
- 3 返却時、地域づくり支援課と、貸出しを受けた自主防災組織の受渡し担当者の両方で、資機材の数量・状態の確認を行ってから、資機材を返却するものとする。

#### （資機材の使用上の遵守・承諾事項）

第8条 資機材の貸出しを受ける自主防災組織は、以下に掲げる事項について遵守・承諾するものとする。

- （1）地域づくり支援課等の関係機関の指示及びこの要領に従って資機材を適切に管理・使用すること。
- （2）資機材を初期消火訓練以外の目的で使用しないこと。
- （3）初期消火訓練終了後、資機材は十分に水抜き・乾燥をさせること。（通常、晴天下で3日程度。）
- （4）自主防災組織が、その責に帰すべき事由により資機材に損害を生じさせた場合は、千葉市と誠実に協議のうえ、損害賠償を行うこと。
- （5）千葉市は、この要領に定める申請に要する費用及び資機材の使用に関わる経費又は役務（貸出承認の取り消し等により自主防災組織に生じた損害や損失の補償等を含む。）について、千葉市に故意・重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。
- （6）千葉市は、千葉市に故意・重過失がある場合を除き、資機材の貸出に起因又は関連して、貸出を受けた自主防災組織が第三者に与えた損害並びに第三者との紛争について責任を負わないものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

## 別表

	名 称	数 量	備 考
①	スタンドパイプ	1	地下式消火栓・排水栓にホースを接続するための補助具
②	媒介金具	1	スタンドパイプ（口径 65mm）とホース（口径 40mm）を接続するための器具
③	スピンドルドライバー	1	消火栓・排水栓のバルブを開閉するための器具
④	ホース	2	（口径 40mm 長さ 20m）ホースを結合し、延長が可能
⑤	消火栓・排水栓開閉器具	1	消火栓・排水栓の蓋を開閉するための器具
⑥	管そう（筒先）	1	ホースの先端に接続し、放水開始・停止を操作するための器具
⑦	台車	1	上記①～⑥を収納し、運ぶためのもの

消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出申請書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号(日中) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材貸出要領第5条第1項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

1 貸出期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

2 訓練実施日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( )

3 貸出資機材 一式

No.	品目	数量
①	スタンドパイプ	1
②	媒介金具	1
③	スピンドルドライバー	1
④	ホース	2
⑤	消火栓・排水栓開閉器具	1
⑥	管そう(筒先)	1
⑦	台車	1

自主防災組織名

代表者氏名

様

## 消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出承認書

年 月 日付で申請のあった消火栓・排水栓を活用した初期消火訓練用資機材の貸出申請について、次のとおり承認したので、消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材貸出要領第6条第1項により通知します。

年 月 日

千葉県市長

(公印省略)

- 1 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで  
2 訓練実施日 年 月 日 ( )  
3 資機材 一式

No.	品目	数量	貸出時確認
①	スタンドパイプ	1	良好・不良
②	媒介金具	1	良好・不良
③	スピンドルドライバー	1	良好・不良
④	ホース	2	良好・不良
⑤	消火栓・排水栓開閉器具	1	良好・不良
⑥	管そう (筒先)	1	良好・不良
⑦	台車	1	良好・不良

## 4 資機材の使用上の遵守・承諾事項

- (1) 地域づくり支援課等の関係機関の指示及びこの要領に従って適切に管理・使用すること。
- (2) 資機材を消火栓・排水栓を活用した初期消火訓練以外の目的で使用しないこと。
- (3) 初期消火訓練終了後、資機材は十分に水抜き・乾燥をさせること。(通常、晴天下で3日程度。)
- (4) 自主防災組織が、その責に帰すべき事由により資機材に損害を生じさせた場合は、千葉市と誠実に協議のうえ、損害賠償を行うこと。
- (5) 千葉市は、この要領に定める申請に要する費用及び資機材の使用に関わる経費又は役務(貸出承認の取り消し等により自主防災組織に生じた損害や損失の補償等を含む。)について、千葉市に故意・重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。
- (6) 千葉市は、千葉市に故意・重過失がある場合を除き、資機材の貸出に起因又は関連して、貸出を受けた自主防災組織が第三者に与えた損害並びに第三者との紛争について責任を負わないものとする。

様式第3号

自主防災組織名

代表者氏名

様

## 消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出承認取消通知書

年 月 日付で申請のあった消火栓・排水栓を活用した初期消火訓練に用いる資機材の貸出について非承認（承認取消）と決定しましたので、通知します。

年 月 日

千 葉 市 長  
（ 公 印 省 略 ）

取消の理由